

1 目的

発達障害者に対する支援を適切に行うためには、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じることが必要不可欠であり、本事業は、国が指定した施設等において、発達障害児（者）への専門的な支援を行う発達障害者支援センター職員等を対象とした中期の実地研修を実施し、地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材育成を図り、発達障害児（者）の自立及び社会参加に資することを目的とする。

2 補助対象事業

本要綱に定める研修テーマを実施する施設を公募するとともに、応募に関する諸条件等満たす施設のうち、厚生労働省が設置する評価委員会（以下「評価委員会」という。）による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

なお、公募については、別に定める発達障害者支援者実地研修事業公募要綱（以下「公募要綱」という。）により行うものとする。

3 実施主体

国が指定した民間施設等

4 対象者

発達障害者支援センター職員、または都道府県知事が推薦する者

5 事業の内容

事業内容は、次のとおりとする。

(1) 強度行動障害研修

①実施方法

別記1のとおり。

②研修内容

地域移行にかかる利用者への支援、関係者との情報共有等の技術や環境の構造化、個々に合ったコミュニケーションの工夫等の技術について、関係機関（医療機関、福祉サービス事業所等）と連携し、保育園、学校、職場等における行動障害の予防的な対応の指導技法を習得させる。

(2) 成人期支援研修

①実施方法

別記2のとおり。

②研修内容

未診断の発達障害者に対する相談の技術や、ひきこもり、精神科疾患等を伴う発達障害者とその家族に対する支援技術について、関係機関（医療機関、地域若者サ

ポータルステーションや福祉サービス事業所等)と連携し、発達障害の特性を持つ家庭の問題(夫婦関係、育児等)への対応技法を習得させる。

(3) 早期支援研修

①実施方法

別記3のとおり。

②研修内容

早期発見(M-CHATやPARS等のアセスメント)と、家族への情報提供(家族の心的負担に配慮したうえで、子どもの客観的な状態、子どもに合った育児の方法を伝える)技術やペアレントメンター(家族の先輩)や保育士、療育等を行う病院や通園施設などの情報をまとめ、個別支援計画を提供する技術について、子育てや療育、健診等を行う等を巡回等により、相談を受けている支援関係者や市町村に対する指導技法を習得させる。

6 個人情報の保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

7 実施状況の報告

実施主体である民間施設等は、研修の成果等をまとめた報告書冊子を作成し、研修終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域移行・障害児支援室 発達障害支援係あて提出すること。

8 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間施設等が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在にかかる費用については、派遣を行う機関の負担とする。

9 経費の補助

国は民間施設等が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、民間施設等は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

発達障害者支援者実地研修事業研修プログラム

<強度行動障害コース>

研修施設の想定 自閉症者の多く利用している入所施設

○環境の構造化、個々に合ったコミュニケーションの工夫等の技術を習得させる。

○地域移行にかかわる利用者への支援、関係者との情報共有等の技術を習得させる。

●基礎研修

研修ガイダンス： 当該施設における留意事項

講 義： アセスメント/モニタリング手法、支援手法、関係機関に対する
コンサルティング/コーチング手法等

●臨床実習

現 場 見 学： 施設内 日中を主とするが、夜間の対応の見学をさせる。
施設外 ・児童と成人の両方の支援現場の見学をさせる。
・医療機関、在宅サービス事業所等の地域移行に関わる
関係機関を見学させる。

現 場 支 援： 施設内 ・利用者のアセスメントやモニタリングを行わせる。
・日課や環境の構造化、個々の状態に合わせたコミュニケーション方法の工夫等を実施させる。
施設外 ・児童と成人の現場における支援の補助を行わせる。
・利用者の通院や家庭への帰省、地域移行後の生活についての話し合い等の場に職員とともに参加し、発言させる。

●事例検討

事例検討 当該施設の実例検討会に参加し、発言させる。

事例報告 児童例、成人例、地域移行の実例の計3例の個別支援計画の作成と事例報告を行わせる。

発達障害者支援者実地研修事業研修プログラム

<成人期支援コース>

研修施設の想定 成人期に係る様々な相談等、例えばひきこもり等の成人期相談や生活支援を行っている相談支援事業所

- 未診断の発達障害者に対する相談の技術を習得させる。
- ひきこもり、精神科疾患等を伴う発達障害者とその家族に対する支援技術を習得させる。

●基礎研修

研修ガイダンス： 当該施設における留意事項
講 義： アセスメント/モニタリング手法、支援手法、関係機関に対するコンサルティング/コーチング手法等

●臨床実習

現 場 見 学： 施設内 電話相談、面接相談、グループワークの場面を見学させる。
施設外 ・未診断の発達障害者が訪れる可能性のあるハローワーク、相談支援等の相談機関を見学させる。
・家庭や職場訪問、ケース会議場面を見学させる。

現 場 支 援： 施設内 ・相談者のアセスメント/モニタリングを行わせる。
・電話相談、面接相談、グループワークの補助を行わせる。
施設外 ・家庭や職場訪問、ケース会議の際に職員と共に行い、発言させる。

●事例検討

事例検討 当該施設の実例検討会に参加し、発言させる。
事例報告 未診断当事者支援例、診断当事者支援例、家族支援事例計 3 例の個別支援計画の作成と事例報告を行わせる。

発達障害者支援者実地研修事業研修プログラム

<早期支援コース>

研修施設の想定 早期の療育支援や家族への支援を行っている NPO 法人等

- 早期発見（M-CHAT や PARS 等のアセスメント）と、家族への情報提供（家族の心的負担に配慮したうえで、子どもの客観的な状態、子どもに合った育児の方法を伝える）技術を習得させる。
- ペアレントメンター（家族の先輩）や保育士、療育等を行う病院や通園施設などの情報をまとめ、個別支援計画を提供する技術を習得させる。

●基礎研修

研修ガイダンス： 当該施設における留意事項
講義： アセスメント/モニタリング手法、支援手法、関係機関に対するコンサルティング/コーチング手法等

●臨床実習

現場見学： 施設内 児童のアセスメント/モニタリングを見学させる。
施設外 市町村の健診、健診後の教室、病院や診療所の診察や療育、児童養護施設、障害児通園施設、児童デイサービス、保育園や幼稚園、親の会等を見学させる。

現場支援： 施設内 ・児童や家族に対するアセスメント/モニタリングを行わせる。
・家族面接を行う場に職員と共に参加し、子どもの状態や、子どもに合った育児の方法を説明させる。
・アセスメントと家族面接の様子、地域の資源を踏まえた個別支援計画を作成させる。
・療育技法を用いた子どもへの支援を補助させる。
施設外 ・関係機関への情報の説明や情報収集を行わせる。

●事例検討

事例検討 当該施設の事例検討会に参加し、発言させる。
事例報告 明確な障害があると判断できない例、家族が適切に対応できていない例、障害が明確で家族が積極的に支援を希望している場合、計3例の個別支援計画作成と事例報告を行わせる。